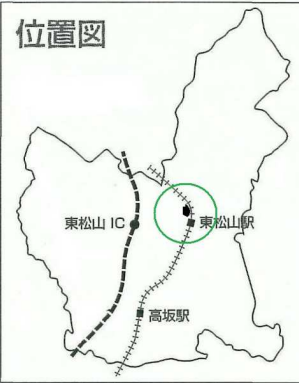


# 箭弓町三丁目地区の地区計画

当初決定:平成 10 年 11 月 12 日 東松山市告示第 191 号  
最終変更:令和 2 年 7 月 15 日 東松山市告示第 224 号

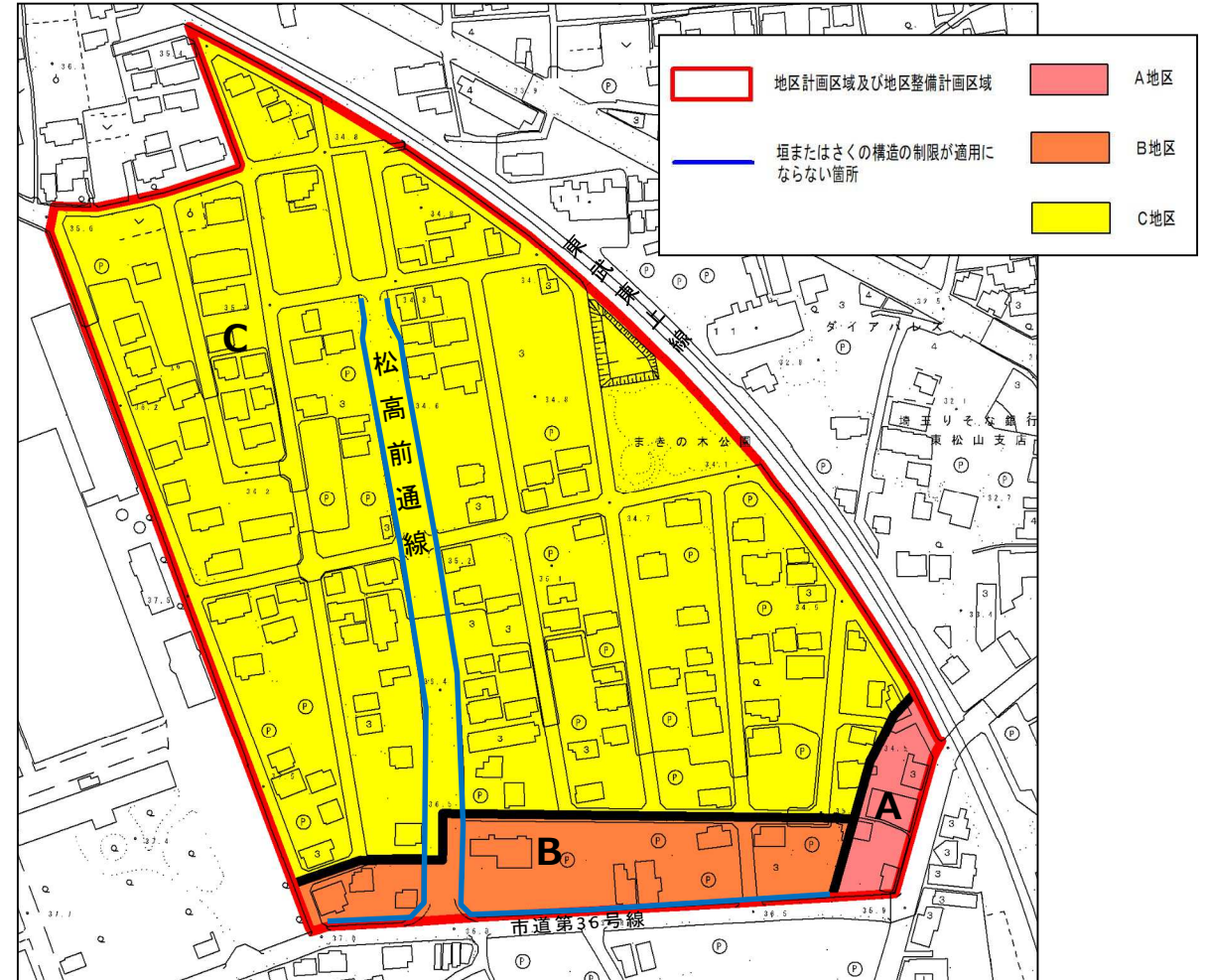
## ◆地区整備計画



地区の区分 (用途地域)	A地区 (近隣商業地域)	B地区 (第二種住居地域)	C地区 (第一種・第二種住居地域)
区分の面積	約0.2ha	約0.8ha	約7.5ha
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。		
	床面積の合計が15㎡を超える畜舎	①床面積の合計が15㎡を超える畜舎 ②ぱちんこ屋	
建築物の敷地面積の最低限度	—	150㎡ ただし、土地区画整理事業での換地面積が150㎡に満たない敷地については換地面積とする。	
壁面の位置の制限	—	建築物の壁、これに代わる柱及び高さ2mを超える門・工作物から、道路境界及び隣地境界までの距離は、0.5m以上離すものとする。 ただし、自動車等の車庫(壁を有しないカーポート等)の柱及び軒の高さが2.6m以下、かつ床面積の合計が5㎡以下の建築物については、この限りではない。	
建築物等の高さの最高限度	—	敷地地盤面から15m以下とする。	敷地地盤面から12m以下とする。
		敷地地盤面とは、土地区画整理事業により造成した時点における、その宅地の平均地盤面をいう。	
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	—	屋外広告物は、美観及び風致を良好に保つために刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。 敷地内への新たな盛土は行わないものとする。ただし、建築に際して行われる敷地内の再整地で、敷地地盤面を超えない範囲で行う場合は、この限りではない。	
垣又はさくの構造の制限	—	道路境界及び隣地境界に設ける場合の垣又はさくの高さは、敷地地盤面から1.5m以下とする。 ただし、都市計画道路松高前通線及び市道第36号線沿いは除く。	

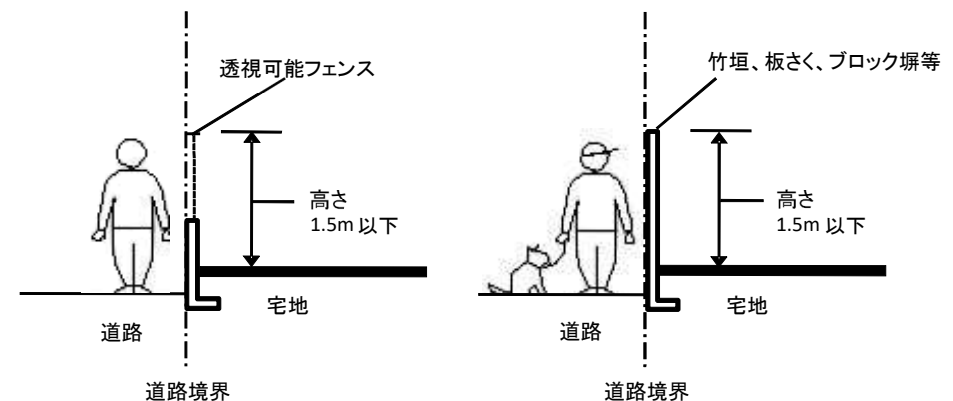
建築物等に関する事項

## ■地区区分図



### 垣又はさくの構造の制限

- A地区では垣さくの制限はありません。
- B地区及びC地区(地図に示す「垣又はさくの制限が適用されない箇所」を除く)では高さを1.5m以下とします。



## ■届出について

□右表に示す行為を行うときに届出をしてください。(地区整備計画の内  
容にかかわらず)

□届出が必要かどうか判断が難しいときには、住宅建築課までお問い合わせください。

行 為	内 容 説 明
建築物の建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築物」には、家屋、車庫、物置、建築物に附属する門又は塀などが含まれます。</li> <li>・「建築」とは、新築、増築、改築、移転のことをいいます。建築確認が不要な10㎡以内の建築も届出が必要です。</li> </ul>
工作物の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「工作物」とは、垣、さく、塀、門、広告物、看板などをいいます。</li> </ul>
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切土、盛土及び区画等の変更です。</li> </ul>

## ■届出の方法

□届出書類

### 1 土地の区画形質の変更の場合

- 届出書 ○委任状（本人申請時は不要）  
○位置図 ○設計図

### 2 建物等の工事の場合

- 届出書 ○委任状（本人申請時は不要）  
○配置図 ○立面図 ○平面図 ○案内図  
○断面図（垣さくがある場合）

□届 出 先

東松山市役所 都市整備部 住宅建築課

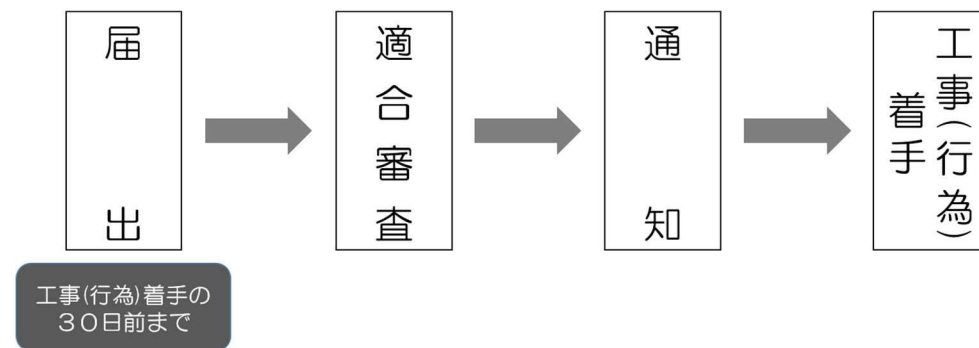
□期 日

工事（行為）着手の30日前まで

※届出書類は2部提出してください。

※届出の行為（設計又は施行方法）を変更した場合は、「変更届出書」（図面を含む）を提出してください。

## ■届出の流れ



届出の詳細については住宅建築課へ、その他このパンフレットの内容および地区計画制度等については都市計画課へお問い合わせください。

問合せ先

東松山市役所 都市整備部 住宅建築課  
都市計画課  
TEL 0493-23-2221

# 箭弓町三丁目地区 地区計画

## 東

松山市では、住みよいまちづくりを進めていくため、「地区計画」という制度を取り入れております。

地区計画に盛り込むことができる様々なきまりから、そのまちの良好な環境を維持するために必要なものを選択し、ルールをつくったうえで、みなさん一人一人に守っていただき、より良いまちをつくり上げていきたいと考えております。



## 地区計画って何？

都市計画法という法律にもとづいて、住民のみなさんの手で美しい街並みをつくり、それをいつまでも守り続けていくための制度です。

## どんなときに守る制度なの？

家を建てたり、増改築したり、土地を分けたり、塀をつくったりする時に守っていただく制度です。



東松山市